参考資料

地域における多様な人材の育成、就労の促進及び再就職の支援に関する条例

目次

前文

第一章 総則(第一条—第七条)

第二章 基本的施策(第八条—第十条)

第三章 その他の措置(第十一条—第十四条)

附則

日本におけるこれまでの雇用は、終身雇用を前提として新規卒業者を採用し、就業時間及び就業場所を硬直的に定め、事業者が人材を育成する、いわゆる日本型雇用の考え方及び仕組みに基づき行われてきた。

日本型雇用は、高度経済成長を支えたが、労働者が自らのライフステージの変化、人生設計等に応じた形態で就労することや、離職した後に再び就労し活躍すること等、それぞれの希望や事情に応じた就労を困難にし、労働力の非効率な使用の一因にもなってきた。また、近年では、人口の減少、少子高齢化、過疎化、情報化等の急激な進展に伴う雇用環境の変化も著しく、労働力の地域偏在に拍車がかかっている。

このような雇用情勢下において、地域経済が持続的に発展し、県民が安心して暮らすことができる地域社会を実現していくためには、終身雇用を前提として新規卒業者を採用し、事業者が人材を育成する等の従来の日本型雇用から、地域において、人材を育成し、多様な人材が自らの適性、ライフステージ等に応じて希望する形態で就労し、また、一旦離職しても再就職し活躍することができる地域主導型雇用へ、これまでの雇用についての考え方及び仕組みは変化しなければならない。

ここに、地域における多様な人材の育成、就労の促進及び再就職の支援について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、本県における雇用に関する様々な施策を体系化し、国、市町村及び関係団体等と連携することにより、日本型雇用に代わる地域における望ましい雇用の仕組みを実現するための施策を積極的に推進するため、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、地域における多様な人材の育成、就労の促進及び再就職の支援に関し、基本理念を定め、県の責務並びに事業者、関係団体等及び県民の役割を明らかにするとともに、地域における多様な人材の育成、就労の促進及び再就職の支援に関する施策の基本的な事項を定め、雇用についての考え方及び仕組みの革新を図るための施策を総合的かつ計画的に推進することにより、多様な人材が希望に応じて就労することができるよう地域の雇用環境の整備を図り、もって地域経済の持続的な発展及び県民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところ による。

- ー ライフステージ 結婚、育児、介護その他の個人を取り巻く環境に応じて変化するそれぞれの人生の段階をいう。
- 二 リカレント教育 教育機関又は教育関係事業者(以下「教育機関等」という。)が 提供する学び直しのための教育を受けること並びに職業訓練その他の職業能力を開 発し、及び向上させるための教育を改めて受けることをいう。
- 三 実学教育 高等学校等における産業界との連携による実践的な教育をいう。
- 四 関係団体等 産業関係団体、金融関係団体、労働関係団体、社会福祉関係団体その他の求職者若しくは労働者又は事業者を支援する団体その他の関係者をいう。 (基本理念)
- 第三条 地域における多様な人材の育成、就労の促進及び再就職の支援に関する施策は、地域において、多様な人材を育成し、就労を希望する全ての人がそれぞれの適性、ライフステージ、生活様式等に応じて自らの希望する職業及び働き方により就労し、離職した場合においても再就職することができる地域社会を実現することが、人口の減少、少子高齢化等の急激な進展に伴う我が国の雇用情勢の変化に適切に対応し、これまでの雇用についての考え方及び仕組みを変化させ、地域経済の持続的な発展並びに県民生活の安定及び向上につながるとの認識の下、推進しなければならない。

(県の責務)

- 第四条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、地域における多様な人材の育成、就労の促進及び再就職の支援に関する施策を体系化し、国、市町村及び関係団体等と連携して総合的かつ計画的に実施する責務を有する。 (事業者の役割)
- 第五条 事業者は、基本理念にのっとり、地域における多様な人材の育成、就労の促進 及び再就職の支援についての理解を深めるとともに、従業員の募集及び採用の方法 の改善並びに職業能力の開発及び向上、リカレント教育の機会を提供する教育機関 等との連携及び協力その他の多様な人材がその有する能力を有効に発揮して活躍す るための取組を行うよう努めるものとする。
- 2 事業者は、基本理念にのっとり、従業員が自らの適性、ライフステージ、生活様式 等に応じて働くことができるよう、多様な人材がそれぞれの特性に応じた働き方を 実現することができる職場環境の整備に努めるものとする。
- 3 事業者は、基本理念にのっとり、事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者について、当該労働者が行う求職活動に対する支援その他の再就職に関する支援を行うことにより、その職業及び生活の安定を図るよう努めるものとする。
- 4 事業者は、基本理念にのっとり、実学教育を行う高等学校等と連携し、及び協力するよう努めるものとする。

(関係団体等の役割)

第六条 関係団体等は、基本理念にのっとり、国、県及び市町村と連携して地域における多様な人材の育成並びにその希望に応じた就労の促進及び再就職の支援に努めるものとする。

(県民の役割)

第七条 県民は、基本理念にのっとり、地域におけるリカレント教育等による職業能力の開発及び向上、就労並びに再就職の重要性についての理解及び関心を深めるよう 努めるものとする。

第二章 基本的施策

(地域における多様な人材の育成)

- 第八条 県は、多様な人材が職業に対する興味を養い、かつ、理解を深めることができるよう、学齢期からその発達段階に応じて、幅広い分野の職業に触れる機会及び就 労に関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。
- 2 県は、多様な人材の職業能力の開発及び向上を図るため、実学教育の内容の充実、 リカレント教育の機会の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。
- 3 県は、地域における人材の不足を解消するため、関係団体等と連携し、人材が不足 する産業分野並びに新たな産業及び技術を担う人材の育成その他の必要な施策を講 ずるものとする。

(地域における就労の促進)

- 第九条 県は、多様な人材が自らの適性、ライフステージ、生活様式等に応じて主体的 な職業選択を行うことができるよう、実習、就労体験等の機会の提供その他の必要 な施策を講ずるものとする。
- 2 県は、地域における多様な人材の就労を促進するため、それぞれの希望、地域の実情等に応じて、就労並びに職業能力の開発及び向上に関する相談、就労のあっせん並びに職場への定着までの支援を一体的に実施するための体制の充実を図るものとする.
- 3 県は、多様な人材が円滑に就労を進めるために生活上の支援の必要があると認めるときは、市町村及び社会福祉協議会その他の生活支援を行う団体と連携し、相談、助言その他の支援を行うものとする。
- 4 県は、事業者における多様な人材の適正かつ円滑な雇用を促進するため、多様な人材の特性に応じた活用、労働環境の整備等のための施策を推進するとともに、事業者に対する相談、情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。
- 5 県は、多様な人材が生活との調和を保ちつつ自らの適性、ライフステージ、生活様式等に応じてその能力を有効に発揮して活躍することができるよう、テレワークその他の柔軟な働き方を実現するための環境の整備の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における再就職の支援)

- 第十条 県は、地域において多様な人材が再就職することができるよう、それぞれの離職に至った事情、能力、経験等を踏まえて、再就職並びに職業能力の開発及び向上に関する相談、再就職のあっせんその他の支援を行うものとする。
- 2 県は、地域において多様な人材が円滑に再就職することができるよう、研修の実施、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

第三章 その他の措置

(国、市町村及び関係団体等との連携及び協力)

第十一条 県は、前章に定める地域における多様な人材の育成、就労の促進及び再就職の支援に関する施策の推進に当たっては、国、市町村及び関係団体等と連携し、及び協力するものとする。

(協議の場の設置)

第十二条 県は、地域における多様な人材の育成、就労の促進及び再就職の支援に関する施策を一体的かつ効果的に推進するため、国、市町村及び関係団体等との協議の場を設けるものとする。

2 県は、前項の協議の場において、地域における雇用に関する情報を共有するとともに、地域における多様な人材の育成、就労の促進及び再就職の支援が地域経済の持続的な発展及び県民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に資するとの認識を共有するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第十三条 県は、基本理念に基づき地域における多様な人材の育成、就労の促進及び再 就職の支援に関する施策を実施するため、効果的かつ効率的に財政上の措置を講ず るよう努めるものとする。

(実施状況の公表)

第十四条 知事は、毎年度一回、この条例に基づき県が講じた施策の実施状況をとりまとめ、公表するものとする。

附則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

職業能力開発促進法 (抜粋)

(職業能力開発基本計画)

- 第五条 厚生労働大臣は、職業能力の開発(職業訓練、職業能力検定その他この法律の規定による職業能力の開発及び向上をいう。次項及び第七条第一項において同じ。)に関する基本となるべき計画(以下「職業能力開発基本計画」という。)を策定するものとする。
- 2 職業能力開発基本計画に定める事項は、次のとおりとする。
- 一 技能労働力等の労働力の需給の動向に関する事項
- 二 職業能力の開発の実施目標に関する事項
- 三 職業能力の開発について講じようとする施策の基本となるべき事項
- 3 職業能力開発基本計画は、経済の動向、労働市場の推移等についての長期見通しに 基づき、かつ、技能労働力等の労働力の産業別、職種別、企業規模別、年齢別等の 需給状況、労働者の労働条件及び労働能率の状態等を考慮して定められなければな らない。
- 4 厚生労働大臣は、必要がある場合には、職業能力開発基本計画において、特定の職 種等に係る職業訓練の振興を図るために必要な施策を定めることができる。
- 5 厚生労働大臣は、職業能力開発基本計画を定めるに当たつては、あらかじめ、労働 政策審議会の意見を聴くほか、関係行政機関の長及び都道府県知事の意見を聴くも のとする。
- 6 厚生労働大臣は、職業能力開発基本計画を定めたときは、遅滞なく、その概要を公 表しなければならない。
- 7 前二項の規定は、職業能力開発基本計画の変更について準用する。

(昭六○法五六・平四法六七・平一一法一六○・一部改正)

(都道府県職業能力開発計画等)

- 第七条 都道府県は、職業能力開発基本計画に基づき、当該都道府県の区域内において 行われる職業能力の開発に関する基本となるべき計画(以下「都道府県職業能力開発 計画」という。)を策定するよう努めるものとする。
- 2 都道府県職業能力開発計画においては、おおむね第五条第二項各号に掲げる事項について定めるものとする。
- 3 都道府県知事は、都道府県職業能力開発計画の案を作成するに当たつては、あらか じめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ず るよう努めるものとする。
- 4 都道府県知事は、都道府県職業能力開発計画を定めたときは、遅滞なく、その概要を公表するよう努めるものとする。
- 5 第五条第三項及び第四項の規定は都道府県職業能力開発計画の策定について、前二項の規定は都道府県職業能力開発計画の変更について、前条の規定は都道府県職業能力開発計画の実施について準用する。この場合において、第五条第四項中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「労働政策審議会の意見を聴いて」とあるのは「事業主、労働者その

他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じた上で」と読み替えるものとする。

(昭六○法五六・一部改正、昭六一法一○九・旧第六条繰下・一部改正、平一一法八七・平一一法一六○・平一三法三五・平一八法八一・平二三法一○五・一部改正)